

鈴与マタイスポーツパークの指定管理に関する質問に対する回答表

回答日： 令和 8 年 9 月 24 日

担当課： 社会教育部 スポーツ課

No.	受付日	質問内容	回答
1	9月18日	募集要項 P4 3 施設の利用に係る料金 (1)使用料 陸上競技場、補助競技場、クロスカントリーコース、野球場、マレットゴルフ場及び備品は全て使用料金制という理解でよろしいでしょうか。利用料金制を適用している施設がございましたらご教示ください。	陸上競技場、補助競技場、クロスカントリーコース、野球場、マレットゴルフ場及び備品の使用料は、全て市に納めていただきます。利用料金制を適用している施設はございません。
2	9月18日	募集要項 P4 3 施設の利用に係る料金 (1)使用料 ア 使用料の納入について、施設・設備の使用料は貴市に納入することから指定管理者の収入には出来ないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	9月18日	募集要項 P4 3 施設の利用に係る料金 (1)使用料 イ 使用料の減額又は免除について、減免による利用料金収入の減収分について、市は別途補償等 は行いません。と記載がございますが、アにおいて、施設・設備の使用料は貴市に納入し佐久市の収入となることの記載がございます。このことから、指定管理者の減収は発生しないと考えておりますが、いかがでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	9月18日	募集要項 P4 3 施設の利用に係る料金 (1)使用料 ウ 条例改正により利用料金の改定が行われた場合、指定管理料から収入相当額を減額することがあります。と記載がございますが、アにおいて、施設・設備の使用料は貴市に納入し佐久市の収入となることの記載がございます。このことから、弊社の収入増加は見込まれないと考えますが、いかがでしょうか。	本規定は、利用料金制と指定管理料を併用している施設を想定しています。 したがって、指定管理料のみで運営を行う鈴与マタイスポーツパーク(佐久総合運動公園)については、本規定の対象ではありません。

5	9月18日	募集要項 P4 3 施設の利用に係る料金 (1)使用料 利用料という記載がございますが、指定管理者の 収入とすることができる収入項目についてご教示く ださい。	自主事業及び自動販売機による収入のみとなっております。
6	9月18日	募集要項 P4 3 施設の利用に係る料金 (2)自主事業に係る収 入 施設内に自動販売機を設置することは可能でしょ うか。また、現在行政財産目的外使用で設置して いる自動販売機の台数についてご教示ください。	可能です。現在7台の自動販売機が設置されてい ます。
7	9月18日	募集要項 P7 3 提出書類 提出書類には、ページ番号を記載し、とあります が、これはそれぞれの様式や資料ごとにページ番号 を記載したものを提出するという理解でよろしいで しょうか。	提出書類(1)から(13)までの全体を通しての通し番 号(連番)の付与をお願いします。
8	9月18日	募集要項 P8 3 提出書類 ②当該法人所在地(本店等所在地、長野県及 び佐久市に係るもの)発行の納税証明書につい て、こちらは長野県佐久市内に支店、もしくは営業 所等がない場合は①の所管税務署発行の納税 証明書のみ提出するという理解でよろしいでしょ うか。	②については、本店等所在地における納税証明書 をご提出ください。
9	9月18日	業務仕様書 P6 3 管理の基本事項(3)職員 (ア)について、施設の管理運営業務を行う責任者 を1人、管理運営業務の従事者を陸上競技場に 最低2人以上配置する必要がありますが、責任者 が管理運営業務の従事書を兼務することは可能 でしょうか。	可能です。

10	9月18日	業務仕様書 P9 3 保険 (2)賠償責任保険及び補償保険について、佐久市と協議のうえ、必要に応じ、管理経費等により保険を付保することとします。と記載がございます。様式第3号の歳出項目に賠償責任保険の加入費用を計上することが出来るという理解でよろしいでしょうか。それとも、選定後に貴市と協議し管理経費を計上するということでしょうか。ご教示ください。	様式第3号の歳出項目に計上してください。
11	9月18日	業務仕様書 P9 1 管理経費の算定 管理運営に関する経費について、①佐久市教育委員会が支出する指定管理料、②本施設の利用料金、③佐久市教育委員会が支出する指定管理料及び本施設の利用料金収入のいずれかとあり、①、②、③を選択と記載がございます。経費の賄い方法は、指定管理者が自由に選択して提案出来るということでしょうか。	本施設においては、①のみで賄うことになりますので、②③を選択することはできません。
12	9月18日	業務仕様書 P9 1 管理経費の算定 管理運営に関する経費について、利用料金収入で賄うことも可能と読み取れる記載がございますが、募集要項4頁3施設の利用に係る料金では、使用料制であることの記載がございます。利用料金制を選択することも可能なのでしょうか。ご教示ください。	本施設は、指定管理料のみで運営を行っていただくため、利用料金制を選択することはできません。
13	9月18日	業務仕様書 P10 4 備品の取扱い (3)備品の管理において、佐久市教育委員会と指定管理者で保有している備品台帳記載の備品一覧についてご教示ください。	資料1をご覧ください。
14	9月18日	業務仕様書 P10 4 備品の取扱い (4)本施設において、現在貸与されている車両はございますでしょうか。貸与車両がある場合、台数および車種についてご教示ください。	現在貸与している車両は1台(いすゞ2トンダンプ)です。

15	9月18日	業務仕様書 P10 4 備品の取扱い 過去5力年で指定管理者が購入した備品及びその金額についてご教示ください。	資料2をご覧ください。
16	9月18日	業務仕様書 P15 利用者の利便性の向上 QRコード決裁、その他キャッシュレス決済の導入等について、施設使用料や備品の支払いに使用した際の手数料負担は、指定管理者側でしょうか。また、使用料を貴市に納入する際は、手数料を除いた金額を納入することよろしいでしょうか。	手数料は指定管理者で負担していただき、手数料を除いた金額を市へ納入していただきます。
17	9月18日	業務仕様書 P16 (別表1) 指定管理による自主事業 指定管理者による自主事業を実施するにあたり、施設や備品を使用する際の使用料を指定管理者も納入する必要がありますでしょうか。	必要ございません。
18	9月18日	業務仕様書 P16 (別表1)指定管理による自主事業 佐久市教育委員会及び佐久市が主催、共催等する事業の開催にあたっては、全面的に協力すること。と記載がございます。過去3年間に指定管理者が協力した事業についてご教示ください。	主なものとして、令和7年度にエストニアの世界陸上出場選手の練習場所として、競技場を占有して貸し出しを行った際にご協力いただきました。
19	9月18日	業務仕様書 P16 (別表1) 設備等の保守点検に関すること 法定点検等について、消防設備保守点検の記載がございますが、点検の対象となる消防設備機器の一覧についてご教示ください。	消火器、屋外消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、誘導灯設備、非常電源設備、自家発電設備が該当します。
20	9月18日	業務仕様書 P16 (別表1) 設備等の保守点検に関すること 法定点検等について、電機設備関係の記載がございますが、点検の対象となる電気設備機器の一覧についてご教示ください。また、その基準回数についてもご教示ください。	資料3をご覧ください。

21	9月18日	業務仕様書 P16 (別表1) 設備等の保守点検に関すること 法定点検等について、自動ドアの記載がござい ますが、点検の対象となる自動ドアの枚数についてご 教示ください。	自動ドアは2ヵ所4枚です。
22	9月18日	業務仕様書 P16 (別表1) 設備等の保守点検に関すること 法定点検等について、設備関係の記載がございま すが、点検の対象となる設備関係の一覧について ご教示ください。また、その基準回数についてもご教 示ください。	陸上競技場保守点検(数速計他) 年1回 陸上競技場保守点検(タイマー) 年1回 シャッター保守点検 年1回 非常用自家発電保守点検 年1回 野球場スコアボード保守点検 年1回
23	9月18日	業務仕様書 P16 (別表1) 設備等の保守点検に関すること 過去5カ年における建築基準法12条に基づく特定 建築物定期調査の実施年度についてご教示くださ い。	建築基準法12条に基づく特定建築物定期調査 については該当しないため、実施しておりません。
24	9月18日	業務仕様書 P16 (別表1) 設備等の保守点検に関すること 空調機器は設置されておりますでしょうか。設置さ れている場合、設置されている空調機の種類(マル チ型またはパッケージ型)と設置機器台数について ご教示ください。また、指定管理者による点検の有 無についてもご教示ください。点検が必要な場合、 その基準回数についてもご教示ください。	施設内にパッケージ型20基(陸上競技場12基、野 球場8基)設置しており、適宜、指定管理者が動 作確認を行っております。
25	9月18日	業務仕様書 P16 (別表1) 設備等の保守点検に関すること 浄化槽設備や貯水槽設備は設置されております でしょうか。設置されている場合、浄化槽の人数、 貯水槽の容量(m³)についてご教示ください。また、 指定管理者による点検の有無についてもご教示く ださい。点検が必要な場合、その基準回数につい てもご教示ください。	浄化槽設備は設置されておりません。
26	9月18日	業務仕様書 P17 陸上競技場、マレットゴルフ場等の芝管理、場内 の植栽、駐車場の管理に関すること 各植栽管理業務について、競技場毎に基準とな る実施回数がございましたら、ご教示ください。	回数については、決まりはありませんが、業務に支 障がなくかつ円滑に行えるよう、その都度対応して います。(参考:現指定管理者においては、芝刈り 週2回以上、場内の植栽、駐車場の管理は毎日)

27	9月18日	業務仕様書 P18 清掃、警備に関すること 定期清掃について、基準となる回数についてごさい ましたら、ご教示ください。	回数については、決まりはありませんが、業務に支 障がなくかつ円滑に行えるよう、その都度対応して います。(参考:現指定管理者においては、警備、 清掃は毎日)
28	9月18日	事業計画書(様式第2号) 事業計画書はパワーポイントで作成してもよろしい でしょうか。	様式第2号をご使用ください。
29	9月18日	事業計画書(様式第2号) 1 年間の自主事業計画について(「自主事業計 画書」については別紙に記入のこと)とありますが、 貴市ホームページの募集要項一式からは見当たり ません。任意様式で記載することよろしいでしょ うか。	任意様式での記載をお願いします。
30	9月18日	収支計画書(様式第3号) 区分に利用料金の項目がごさいますが、使用料 制である場合、本項目は0円で記載することよろ しいでしょうか。	本施設は指定管理料のみで運営を行うため、利 用料金は0円として記載してください。
31	9月18日	収支計画書(様式第3号) 細節内の主な支出内容の項目は、発生する支出 ごとに変更することは可能でしょうか。	可能です。
32	9月18日	収支計画書(様式第3号) 細節内に「調律」とごさいますが、調律に関する業 務はありますでしょうか。ご教示ください。	調律に関する業務はごさいません。
33	9月18日	収支計画書(様式第3号) 下段に※で報酬及び修繕費は、市が示した基準 額で計算してください。と記載がごさいます。報酬 費の基準額についてご教示ください。また、報酬費 に計上することを想定している具体的な支出内容 についてもご教示ください。	講師謝礼等が報酬費にあたりますが、本施設にお ける指定管理業務の範囲内では、報酬費を計上 することは想定しておりません。
34	9月18日	収支計画書(様式第3号) 下段に※で報酬及び修繕費は、市が示した基準 額で計算してください。と記載がごさいます。修繕 費の基準額については、指定管理業務仕様書21 ページ記載の100万円よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

35	9月18日	本施設の過去5年間の上下水道使用量及び上下水道使用料金についてご教示ください。	(水道) 2022年 4,438m ³ 2,519,380円 2023年 6,145m ³ 2,865,512円 2024年 4,846m ³ 2,801,227円 2025年 6,361m ³ 3,121,546円 (2021年は市の支払い) (下水道) 2022年 1,541m ³ 407,770円 2023年 1,186m ³ 317,438円 2024年 1,313m ³ 341,510円 2025年 1,314m ³ 347,204円 (2021年は市の支払い)
36	9月18日	本施設の過去5年間のガス使用量及びガス使用料金についてご教示ください。	2022年 12.20m ³ 51,782円 2023年 12.80m ³ 44,856円 2024年 9.50m ³ 51,468円 2025年 13.30m ³ 48,157円 (2021年は市の支払い)
37	9月18日	本施設の過去5年間の電気使用量及び電気使用料金についてご教示ください。	2022年 245,720kwh 10,777,897円 2023年 296,437kwh 10,171,870円 2024年 284,081kwh 9,489,789円 2025年 296,622kwh 9,593,993円 (2021年は市の支払い)
38	9月18日	過去5年間の陸上競技場、補助競技場、クロスカントリーコース、野球場、マレットゴルフ場及び備品の利用件数、利用者数及び稼働率について施設毎にご教示ください。	資料4をご覧ください。
39	9月18日	過去5年間の陸上競技場、補助競技場、クロスカントリーコース、野球場、マレットゴルフ場及び備品の使用料金について施設毎にご教示ください。	資料5をご覧ください。
40	9月18日	募集要項 P4 「市が条例改正により利用料金の改定を行い収入増が見込まれる場合、指定管理料から収入増加相当額を減額することがある」旨が明記されております。 本規定について、管理運営方式が「利用料金制」ではなく、「使用料制」の場合であっても、同様に適用・減額の対象となる可能性があるのでしょうか。	本規定は、利用料金制と指定管理料を併用している施設を想定しています。 したがって、指定管理料のみで運営を行う鈴与マタイスportsパーク(佐久総合運動公園)については、本規定の対象ではありません。

41	9月18日	募集要項 P5、P24 指定管理料について 人件費は過去5年間(2022-2026)、最低賃金が毎年上がり1年間の平均上昇率が4.96%となっております。 このことを踏まえ、人件費だけではなく委託費等も上昇し、毎年同額での指定管理料では予算作成に無理が出てくるものと考えます。 今後毎年の物価スライド、賃金スライドを取り入れていくことはあるかご教示ください。	必要に応じて協議を行うこととしております。
42	9月18日	募集要項 P7 提出書類(1)から(13)までの全体を通しての「通し番号(連番)」を付与するのか、各書類に独立してそれぞれ1ページ目から付番するのかご教示ください。	提出書類(1)から(13)までの全体を通しての通し番号(連番)の付与をお願いします。
43	9月18日	募集要項 P8 法人税と消費税及び地方消費税に関しては「その3の3」(未納がないことの証明)を提出すればよろしいでしょうか。	所管税務署発行の納税証明書の提出をお願いします。
44	9月18日	募集要項 P8 当該法人所在地発行の納税証明書(市県民税等)は直近1年分を提出すればよろしいでしょうか。	直近1年分の提出をお願いします。
45	9月18日	別紙2 責任分担表 P21 年度途中で指定管理者が実施した修繕費累積が100万円を超過した後に突発的な不具合(50万円未満)が発生した場合、指定管理者はその都度事前に教育委員会へ申請して承認を得た上で修繕を実施するのでしょうか。また、年度末等における事後一括清算などの方法を想定されているのか、具体的な手続きについてご教示ください。	業務仕様書に則り、所管課にて予算の範囲内で修繕を行います。 不具合が所について所管課へ報告をお願いします。

46	9月18日	別紙3 リスク分担表 P24 別表3の※2において休業期間に係る支出(合理性の認められる範囲)について、雇用を維持しなければならない常駐職員・専任職員の休業期間中の人件費(基本給や労働基準法に基づく休業手当等)は、市による補償対象となる『合理的な支出』に含まれると認識してよろしいでしょうか。その範囲および具体的な認定基準についてご教示ください。	雇用を維持しなければならない常駐職員・専任職員の休業期間中の人件費(基本給や労働基準法に基づく休業手当等)は、市による補償対象となる『合理的な支出』に含まれます。一般的には、施設管理費に含まれている科目は対象となりますが、自主事業については、対象外となります。
----	-------	---	---